

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十三)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一三年一〇月二二日に行われた中国の第二回の普遍的定期審査（UPR）では、一九九八年に中国が署名し、未だ批准していない自由権規約に対して早期に批准を行うようにとの勧告が二九カ国によって行われた。注目されるのは、こうした勧告を行った国に、日本や米国、英国、フランス、スペイン、ポルトガル等といった先進国のみでなく、モルジブ、ベニン、ガーナ、ボツワナ等といった途上国が含まれていたことである。もともと、途上国の勧告は、先進国のそれとは異なり、早期の批准ではなく、批准について検討することを求めるに過ぎない勧告（カーボベルデ）や批准に備えて行政及び司法改革を引き続き行うことを求める勧告（エジプト、ボツワナ、チュニジア）であり、

迅速な批准を求める勧告（ブラジル、ブルガリア、エストニア、ガーナ）や批准に際して明確な期限の設定を求める勧告（英国）とは性格を異にしている。こうした相違は勧告に対する中国の異なる態度に反映された。中国は前者の勧告は受け入れたものの、後者の勧告は拒否したのである。

さらに、審査に参加した国のなかには個人通報制度を定めた自由権規約の第一選択議定書の批准を求める国（モルジブ、ベニン）や死刑廃止を定めた第二選択議定書の批准を求める国（ベニン、エストニア）もあった。特に、死刑問題については、死刑撤廃や死刑の即時執行停止を求める勧告（ニュージーランド、ポルトガル、アルゼンチン、オーストラリア等）や死刑撤廃の第一段階として死刑の執行停止を求める勧告（スペイン、スロベニア、チリ）、死刑宣告及び執行の実数の公表や公式の統計データの公表を求める勧告（イタリア、スイス、フランス、ベルギー）及び死刑の対象犯罪を減らすことを求める勧告（イタリア、ブルガリア、ドイツ、ベルギー）などがあった。

こうした勧告に対して、審査に参加した中国代表団は、先進国を中心としたこうした勧告は受け入れられ

ないとした。代表団は、第一の理由として現段階では実行可能ではないと説明した。自由権規約の批准又は批准のための期限の設定を拒否して、中国としては、国内状況の成熟度に鑑みて批准の速度を決定したいというのである。第二の理由として、代表団は、死刑撤廃は中国の現実にそぐわないため履行できる状況にないとした。

さらに代表団は、勧告の中には事実と異なる勧告があったと述べる。中国では、恣意的なあるいは裁判に依らない身柄の拘束などはないばかりか、法律の枠組みにおいて人権を擁護するいずれかの組織が嫌がらせを受けたことはないというのである。

対象となった勧告は、人権派弁護士が依頼者との接見を違法に妨害された、あるいは職務遂行を妨げるような暴力や脅迫を受けた場合に、独立かつ公正な機関による迅速で有効な調査が受けられるよう確保せよとの勧告（フィンランド、カナダ）、市民社会及び人権活動家が恐怖や危険を感じることなく、また妨害を受けることのない安全な環境を發展させるようにとの勧告（アイルランド）、人権の保護及び促進において国内及び国際的NGOが積極的かつ十分な役割を果たすことができるようにすることの勧告（オランダ）、表現の

自由を行使したために身柄を拘束され、あるいは投獄されている人々を早期に釈放せよとの勧告（スウェーデン）及びジャーナリスト、メディア関係者及び人権活動家に対する攻撃について適切な捜査を行うようにとの勧告（ポーランド）回答である。

中国代表団は、こうした先進国の勧告は「事実と異なる」と述べるが、本年五月二二日開催の全人代前に習近平体制に批判的な学者やジャーナリストの拘束が続いた状況を見れば、その言葉に信頼を置くことはできないであろう。単に「事実と異なる」と述べることで、相手方の勧告内容が自動的に「事実と異なる」ことにはならない。国内においてこうした主張を認めさせることはできても、国際場裏においては通用しない。

UPRという制度は、少なくとも疑いのある事例について各国が自由に問題として取り上げ、その勧告に対して被審査国は勧告を受け入れるか、拒否するかかの決定が迫られる。こうした審査が、被審査国の人権状況の改善に直ちに結び付くものではないとしても、拒否された勧告において指摘された事実の信憑性を推認できるという意味では重要である。